2026 年 11 月 13 日

京都大学大学院経済学研究科教員公募要領

京都大学大学院経済学研究科は、下記の要領により、京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻の特定有期雇用教員（特定講師または特定助教。専門分野：経済学・経営学・経済史）を募集いたします。つきましては、貴機関関係方面への周知、ならびに掲示方よろしくお願いいたします。

１．職務内容

京都大学国際連携グローバル経済・地域創造専攻（以下「国際連携専攻」という）における専任教員として、国際コーディネーター業務、ならびに同専攻における研究、教育および関連の運営業務を担当する。教育関連業務では、同専攻の複数の科目（合計で２単位科目相当）および経済学部科目「Global Economy and Overseas Exchange Seminar A/B」を他教員と共同で担当するほか、学部における入試業務の一部を担当する。

特定講師として採用される場合には、これに加え、国際連携専攻の教育課程上の必要性および採用者の専門分野を踏まえて新たに設置する科目（２単位）を単独で担当する。科目の名称および内容は、専攻の教育課程との整合性を考慮して決定する。

（変更の範囲）京都大学大学院経済学研究科における業務（学部教育を含む教育・研究・運営業務）

２．採用人数

特定講師または特定助教　１名（いずれかの職位で採用）

３．勤務場所

京都大学大学院経済学研究科（所在地：京都市左京区吉田本町）

（変更の範囲）京都大学の就業場所（大学が在宅勤務を許可または命じた場合の自宅等）

４．任期および勤務形態等

（１）採用予定日　2027 年４月１日

（２）任期　２年（業績評価審査により１回に限り再任する場合がある。再任後の任期は１年。
契約の更新は、契約期間満了時の業務量、勤務成績、態度、能力、従事している業務の進捗状況、経営状況、雇用されている外部資金の受け入れ状況等を勘案して判断する。）

（３）給与・手当　給与は本学の規程に基づき支給（年俸制）、手当なし

（４）社会保険　文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険および労災保険に加入

（５）試用期間　あり（６か月）

（６）勤務形態　専門業務型裁量労働制適用（週 38 時間 45 分相当、１日７時間 45 分相当）
専門業務型裁量労働制を適用しない場合は、週５日 8:30～17:15 勤務（休憩 12:00～13:00）
所定時間外労働の有無：有
休日：土・日曜日、祝日、年末年始、創立記念日

５．応募資格

（１）国際連携専攻の教育課程に関係する分野において公刊論文（掲載決定済み論文を含む）を含む研究業績を有し、英語による講義提供の能力を持つこと。

（２）博士または PhD の学位を有すること。または採用予定日までにこれらを取得見込みであること。

（３）国際学位プログラムの運営および教育に対し熱意を有し、日本語と英語の双方において管理運営業務ができること。

６．選考方法

（１）研究業績・教育実績等に関する書類審査

（２）日本語および英語による面接ならびに公開セミナー形式での研究報告による選考をオンラインで行う（学外非公開）。対象者には追って本人宛てに通知する。

７．応募書類

（１）履歴書

（２）研究業績一覧（査読付き論文とその他の論文を区別し、近刊の場合は掲載証明書を添付すること）

（３）主要研究業績　論文等３編（各１部、複写可）。単著の学術書を有する場合には、論文３編の一部をこれに代えることもできる（１冊を１編と換算する）。公刊された論文等が３本に満たず、単著の学術書も有しない場合には、論文等（査読中のものを含む）とともに博士論文（博士学位取得見込み者の場合は学位請求論文またはその最新版原稿）を提出すること。

（４）グローバル人材教育と国際連携専攻の運営業務に関する抱負（Ａ４用紙１枚程度、日本語または英語）

（５）推薦状（提出・様式ともに任意）

８．締切期日

2026 年 11 月 30 日（月）（必着）

９．書類提出先・提出方法

応募書類は電子メールで下記提出先に送付すること。単著の学術書等、電子媒体での送付が困難な場合は、送付方法について下記問い合わせ先に相談すること。

メール件名：「国際連携専攻特定教員 応募書類」

送付先：econ-application*mail2.adm.kyoto-u.ac.jp（*を@に置き換えること）

メール送信後に受領の返信がない場合は、下記問い合わせ先に連絡すること。

１０．問い合わせ先

京都大学大学院経済学研究科総務掛

電子メール：econ-application*mail2.adm.kyoto-u.ac.jp（*を@に置き換えること）

１１．男女共同参画

京都大学は男女共同参画を推進しています。本学における男女共同参画推進施策の一環として、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」第８条の規定に基づき、選考において評価が同等である場合は、女性を優先して採用します。また、さまざまなライフイベントに伴う休業期間がある場合、理由を明記の上、履歴書に休業の旨を記載できます（男女を問いません）。審査の際に休業中の業績については、休業期間の前後と等しい業績を上げたものとみなします。

１２．その他

（１）提出書類は原則として返却いたしません。

（２）提出書類は厳重に保管・管理し、審査終了後は責任をもって破棄します。また、提出書類に含まれる個人情報は個人情報保護法に基づき、教員選考以外の目的には使用いたしません。

（３）京都大学では、すべてのキャンパスにおいて、屋内での喫煙を禁止し、屋外では喫煙場所に指定された場所を除き喫煙を禁止するなど、受動喫煙の防止を図っています。

（４）京都大学は法令に基づき求職者に対するハラスメントの防止に努めており、相談窓口の設置など以下の対応措置を整備しています。

https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/human-rights/harassment